

## ○多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会設置要綱

平成27年 4 月30日 多摩市告示第309号

改正

平成28年 5 月30日 多摩市告示第297号

平成30年11月14日 多摩市告示第401号

## 多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき多摩市の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「総合戦略」という。）を定めるに当たり、市民等の意見を反映するため、多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、及び協議し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 多摩市の人口ビジョンを踏まえた総合戦略の施策及び推進方法に関する事項
- (2) 総合戦略の成果の検証に関する事項
- (3) その他総合戦略に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）7人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 多摩市内に在住若しくは在勤する者又は多摩市内の大学に在学する者 2人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査を行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年 5 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の規定により最初に委嘱される委員の第1期目の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱

の日から平成28年3月31日までとする。

3 平成28年度に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

附 則（平成28年多摩市告示第297号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第401号）

この要綱は、公示の日から施行する。